

# 後期高齢者医療制度 について

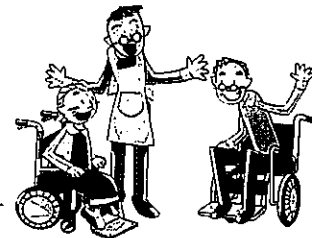
75歳以上の高齢者の方などを対象とした  
「後期高齢者医療制度」が、  
平成20年4月から施行されています。



## 被保険者

75歳以上の方

65歳から74歳で一定の障害がある方  
(本人の申請に基づき、広域連合の認定を受けた方)



## 保険料の納め方

◎月額1万5千円以上の年金をもらっている方は、次のいずれかの方法により、保険料をお支払いいただきます。

①2か月ごとに払われる年金からのお支払い。

※ただし、後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料を合計して、年金額の半分を超える場合、納付書又は口座振替でお支払いいただきます。

②被保険者ご本人、世帯主、配偶者等の方の口座からの「口座振替」によるお支払い。

※市町村の窓口でのお手続きが必要です。

※平成21年度から、原則として、すべての方が「口座振替」によるお支払いを選択できます。

※世帯主、配偶者等の口座からのお支払いに変更した場合、これらの方の社会保険料控除となることによって、世帯としての所得税・住民税は減額となる場合があります。

◎月額1万5千円未満の年金をもらっている方は、納付書又は口座振替でお支払いいただきます。

## 保険料額

お一人おひとりに、所得に応じ、公平に保険料をご負担いただきます。

$$\text{保険料} = \text{一人当たりの定額の保険料} + \text{所得に応じた保険料}$$

〈均等割〉
〈所得割〉

◎所得が少ない方は、次のとおり保険料が軽減されます。

〈均等割〉世帯の所得に応じ、9割、8.5割、5割、2割を軽減

※9割軽減は平成21年度から設けられています。

〈所得割〉住民税非課税のような所得の少ない方（年金収入で153万円から211万円まで）は、5割を軽減

◎サラリーマンの夫やお子さんに扶養されていた方は、均等割の保険料は9割軽減され、所得割のご負担はありません。

（全国平均で月額約350円）

## 医療費の負担

原則として、若い世代よりも軽い1割の負担で、病院などで医療が受けられます。



	病院等での利用者負担
後期高齢者医療制度の被保険者	1割 (注)
若い世代	3割

(注) 若い世代並みに所得のある方は3割

上記による利用者負担の金額が高くなった場合、下記の限度額（月額）を超える額が払い戻されます。

	病院等での利用者負担の限度額	
若い世代並みに所得のある方	80,100円+医療費の1% (外来44,400円)	
一般的な所得の方	44,400円 (外来12,000円)	
低所得の方	Ⅱ (住民税非課税)	24,600円 (外来 8,000円)
	Ⅰ (所得無し)	15,000円 (外来 8,000円)

(注) ・金額は1月当たりの世帯単位の限度額。外来は1月当たりの個人単位の限度額。  
 ・「若い世代並みに所得のある方」は、過去12ヶ月間に3回以上利用者負担が限度額を超えている場合、4回目から限度額が「44,400円」となります。  
 ・「低所得の方Ⅰ(所得無し)」は、世帯全員が住民税の課税対象となる各種所得の金額がない方（年金収入のみの方の場合は年金受給額80万円以下）です。

さらに医療保険と介護保険の利用者負担の合計額が高い場合、下記の限度額（年額）を超える額が払い戻されます。

	利用者負担の限度額	
若い世代並みに所得のある方	670,000円	
一般的な所得の方	560,000円	
低所得の方	Ⅱ (住民税非課税)	310,000円
	Ⅰ (所得無し)	190,000円

(注) ・金額は年間（前年8月から7月末）の世帯単位の限度額。  
 ・平成21年度は給付が行われる初年度のため、特例的な取扱いとして、平成20年4月から平成21年7月末までの16ヶ月間の限度額も別途設定されています。

## これまでの歩み

昭和48年に老人医療費を無料化しましたが、国保の財政が厳しくなり、昭和58年、老人保健制度ができました。

その後、長寿化が進み、若い世代の老人保健制度への支払いが増えていく中で、この仕組みでは、「高齢者と若い世代がどれくらいの割合で費用を負担するのが明確でなく、納得が得られない」との声が高まりました。

そこで、平成20年4月に後期高齢者医療制度がスタートし、「税金で5割、若い世代の保険料4割、高齢者の保険料1割」という、分かりやすい仕組みとしました。

さらに現在、後期高齢者医療制度に対する国民の方々の御意見を踏まえ、これに代わる新たな制度の検討を進めています。

昭和48年	昭和58年	平成9年	平成12年	平成14年	平成18年	平成20年	平成21年
老人医療費の無料化(70歳)	老人保健制度が施行 ・高齢者の多い国保の運営厳しく	新しい制度の検討を開始 政府や与党にて ・老人保健制度への支払いが増大 若い世代(健保組合)の	新しい制度の検討を国会で決議	段階的に引上げ(70歳→75歳)へ 老人保健制度の対象を	医療制度改革法案成立	後期高齢者医療制度がスタート	新しい制度の検討を開始 厚生労働大臣主宰の会議で

## 高齢者の医療費

利用者負担	税金 約5割	
	<table border="1"> <tr> <td>高齢者の保険料 1割(注)</td> <td>若い世代の保険料 約4割(注)</td> </tr> </table>	高齢者の保険料 1割(注)
高齢者の保険料 1割(注)	若い世代の保険料 約4割(注)	

(注) 若い世代が減少することを踏まえ、若い世代と高齢者世代の負担の均衡を図り、2年ごとに見直し

## 後期高齢者医療制度は新たな制度に移行します

- 多くの国民の方々の御意見を踏まえ、後期高齢者医療制度は廃止することとしています。
- このため、新たな制度の具体的なあり方について検討を行う厚生労働大臣主宰の「高齢者医療制度改革会議」を設置しました。
- 今後、高齢者、関係団体、有識者の方々から幅広い御意見をいただき、来年の夏には新たな制度の基本的な骨格を取りまとめることとしています。

後期高齢者医療制度について、分からないこと、困ったことがあれば、まず、お住まいの市区町村の窓口にご相談ください。

- 市区町村の窓口では、保険料の額、支払い方などのお尋ねや、生活にお困りの方の保険料の納付相談などにきめ細かに対応いたします。

# 鎌田委員ご依頼資料

## OECD加盟国の医療費の状況(2007年)

国名	総医療費の対GDP比(%)		一人当たり医療費(ドル)		備考
	順位	順位			
アメリカ合衆国	16.0	1	7,290	1	
フランス	11.0	2	3,601	8	
スイス	10.8	3	4,417	3	*
ドイツ	10.4	4	3,588	10	
ベルギー	10.2	5	3,595	9	*
カナダ	10.1	6	3,895	5	
オーストリア	10.1	6	3,763	7	
ポルトガル	9.9	8	2,150	23	※
オランダ	9.8	9	3,837	6	*
デンマーク	9.8	9	3,512	11	
ギリシャ	9.6	11	2,727	18	
アイスランド	9.3	12	3,319	14	
ニュージーランド	9.2	13	2,510	22	
スウェーデン	9.1	14	3,323	13	
ノルウェー	8.9	15	4,763	2	

国名	総医療費の対GDP比(%)		一人当たり医療費(ドル)		備考
	順位	順位			
オーストラリア	8.7	16	3,137	15	※
イタリア	8.7	16	2,686	19	
スペイン	8.5	18	2,671	20	
イギリス	8.4	19	2,992	16	
フィンランド	8.2	20	2,840	17	
日本	8.1	21	2,581	21	※ 807,139円
スロバキア	7.7	22	1,555	26	
アイルランド	7.6	23	3,424	12	
ハンガリー	7.4	24	1,388	27	
ルクセンブルク	7.3	25	4,162	4	※※
韓国	6.8	26	1,688	24	
チェコ	6.8	26	1,626	25	
ポーランド	6.4	28	1,035	28	
メキシコ	5.9	29	823	29	
トルコ	5.7	30	618	30	※
OECD平均	8.9		2,964		

【出典】「OECD HEALTH DATA 2009」

(注1) 上記各項目の順位は、OECD加盟国間におけるもの

(注2) ※の数値は2006年のデータ(ただし、トルコのみ2005年のデータ)

(注3) \*の数値は予測値

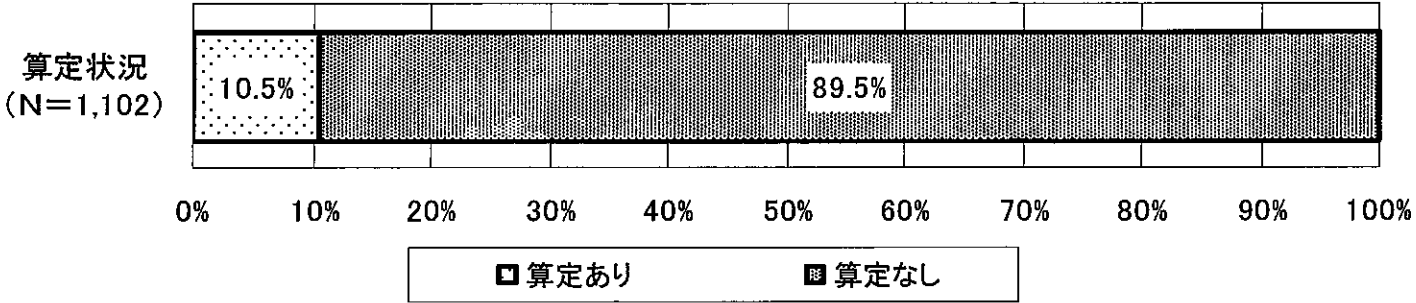
(注4) 日本円については、日本銀行「基準外国為替相場」により算出(アメリカ合衆国通貨 1米ドルにつき本邦通貨 119円)

(注5) OECDの各国比較に利用される医療費は、予防サービスなども含み、日本の国民医療費よりも範囲が広い。

# 後期高齢者診療料の検証結果

(平成21年5月 中医協 診療報酬改定検証部会)

## (1) 後期高齢者診療料の医療機関における算定状況

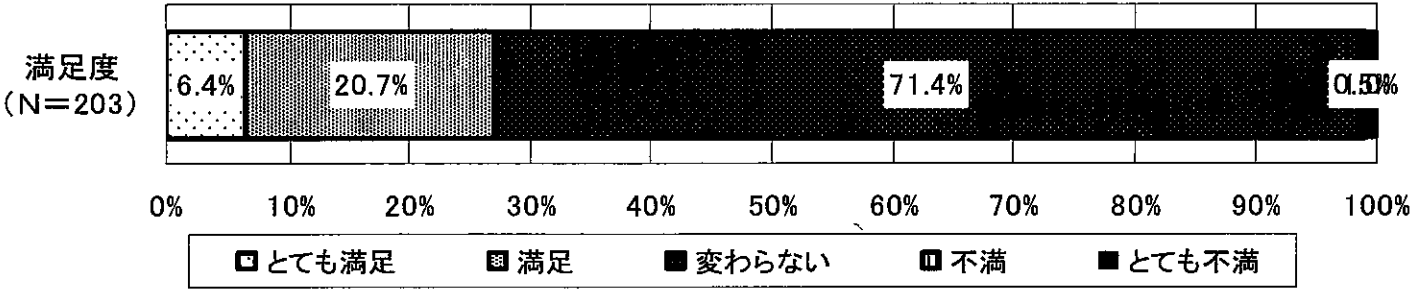


※ 平成20年11月時点で後期高齢者診療料を算定するための届出を行っている医療機関から無作為抽出した3,500施設(有効回収数1,102施設)を対象として集計したもの。

(注) 平成20年7月現在の全国の届出施設数: 病院25施設、診療所9,538施設

※ 実際に後期高齢者診療料を算定するか否かは、患者の選択により決められるものであり、回答のあった施設において1度でも算定したことがある場合に「算定あり」としている。

## (2) 後期高齢者診療料の算定前後の診療等に対する患者の満足度の変化

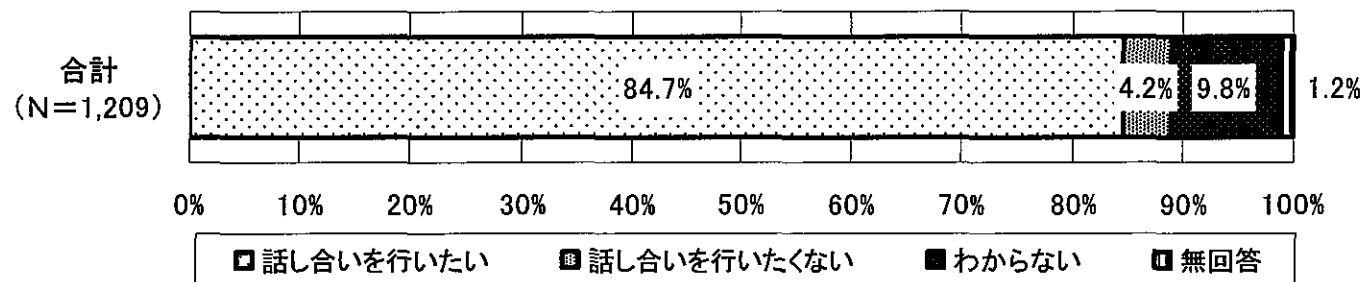


※ 上記(1)において「算定あり」と回答した施設において、実際に後期高齢者診療料の算定を受けている患者を対象として集計したもの。

# 後期高齢者終末期相談支援料の検証結果 ①

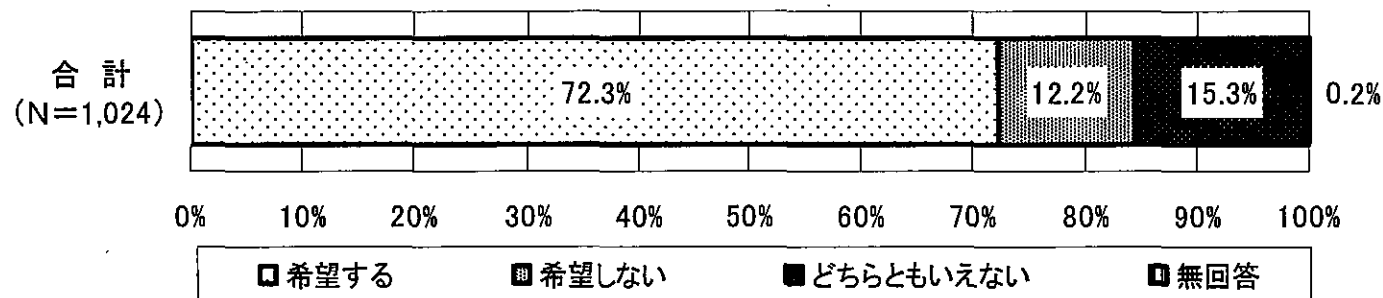
(平成21年5月 中医協 診療報酬改定検証部会)

## (1) 終末期の治療方針等についての話し合いに関する国民の意識



※ 民間調査会社に登録している人から無作為抽出した2,000人(有効回収数1,209人)を対象に集計したもの。

## (2) 話し合い内容を取りまとめた文書等の医療機関からの提供についての国民の希望

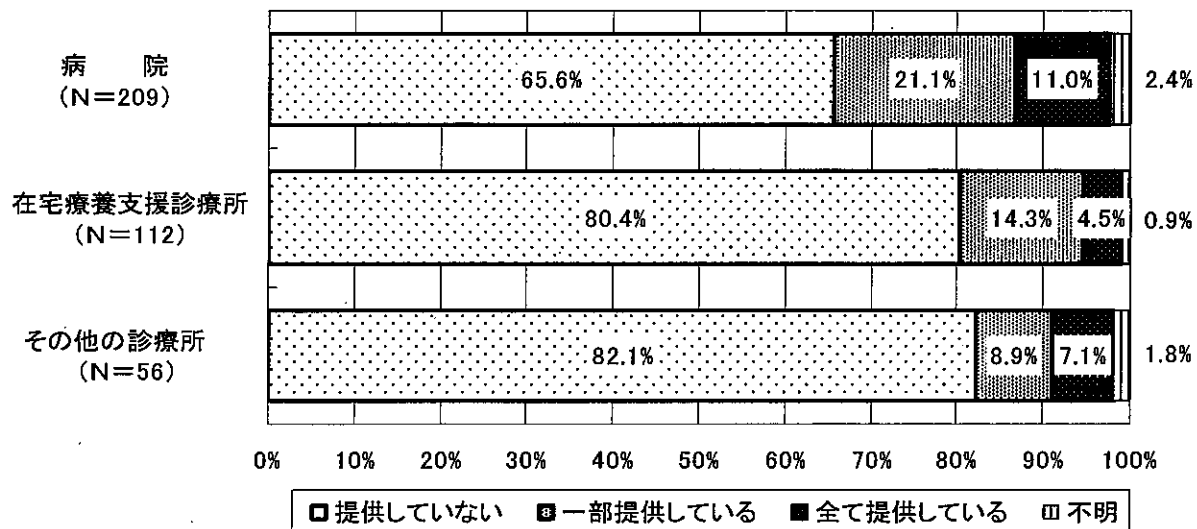


※ 上記(1)において「話し合いを行いたい」と回答した人を対象に集計したもの。

## 後期高齢者終末期相談支援料の検証結果 ②

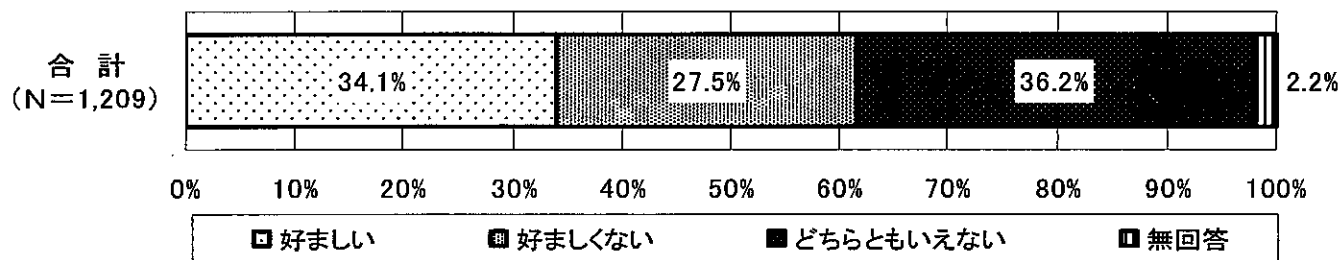
(平成21年5月 中医協 診療報酬改定検証部会)

### (3) 話し合い内容をとりとまとめた文書の医療機関からの提供状況



※ 全国の保険医療機関から無作為に抽出した3,400施設(有効回収数949施設)のうち、終末期の診療方針等の話し合いを実施していると回答のあった施設を対象として集計したもの。

### (4) 終末期の治療方針等の話し合いにかかる費用が、公的医療保険から医療機関に対して支払われることに対する国民の意識



※ 民間調査会社に登録している人から無作為抽出した2,000人(有効回収数1,209人)を対象に集計したもの。